

摂津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、本計画に係る地方創生事業の推進に向け、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、効果的に寄附を獲得することを目的とする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務委託内容

本業務の受託者は次の各号により企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 企業に対する、寄附に係る一時的な窓口業務。（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- (2) 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附に同意した企業を本市に取次ぐ業務。
- (3) 企業に対して、本市及び本市の寄附対象事業を、効果的な提案ツールを活用した方法で能動的に紹介し、本市への寄附（物品による寄附を含む）を提案する業務。（受入可能と判断した物品に限り、市場価格や専門業者による査定等の合理的な方法に基づき客観的かつ妥当な算定資料を作成し、本市に提示する業務を含む。）
- (4) 寄附対象事業の企画・実施に係る協力や助言、情報提供等のコンサルティング業務。
- (5) 前各号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務。

5. 協議・調査・報告等

- (1) 受託者は本市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は本市との協議により定めるものとする。また、本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることがある。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。
- (3) 本業務履行期間終了後は令和9年4月30日までに活動実績報告書及び本市が求める資料を提出しなければならない。

6. 委託料

- (1) 委託料の算定は完全成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して企業を紹介し寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
完全成果報酬型：寄付金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする）
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料は、本業務を通じて行われた寄付金額の20%以内（消費税別）とする。
- (3) 1回の寄附における最低報酬額が定められている場合においても、その委託料が寄附額の20%を超えないよう契約時に協議するものとする。
- (4) 「本市が寄附金を領収した事実」をもって成果とし、企業から寄附申出書を提出いただく際には、受託者の紹介による旨を寄附申出書に記載いただくことに加え、受託者から本市に対し、寄附に同意した企業を文書で報告するものとする。
- (5) 本市が寄附の納入が確認でき次第、受託者は寄附金額をもとに本市へ請求するものとし、本市は適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、委託料の支払対象となる寄附の納付期日は、原則令和9年3月31日とする。
- (6) 企業への働きかけに係る旅費、通信費、消耗品費等の一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (7) 本業務を遂行中に受託者が関与した企業であっても、本市が他の受託者との間で締結した契約、または企業側が直接申し出た寄附等により寄附が成立した場合は、委託料の対象外とする。

7. 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。

8. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することの禁止等）を熟知したうえで実施すること。受託者が企業に対し、社会通念等に従って企業版ふるさと納税制度の趣旨に反する不適切な活動を行ったと認められるときは、本市は直ちに契約を解除することができる。この場合、受託者に損害が生じても本市はその賠償の責を負わない。
- (3) 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者と協議を行う。この場合、受託者は、委託料の範囲内において可能な限り柔軟に対応するよう努めるものとする。

- (4) 受入可能と判断された場合は、算定資料を作成し提示すること。なお、算定資料に関し本市が追加の調査や精査を求めた場合、受託者はこれに速やかに応じるものとし、本市が受け入れ困難と最終判断した場合は寄附を見送るものとする。
- (5) 本業務により得られた成果物の著作権及び所有権は本市に帰属するものとする。また、業務上知り得た情報は厳重に管理し、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (6) 受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の支払総額の上限が本業務に係る予算額となるため、委託料の支払い可否について確認のうえ企業との調整を進めること。事前調整なく寄附金が入金され、これに対する委託料と、他の寄附に対する委託料総額（支払予定額を含む）の合計が上限額（本業務に係る当該年度予算額）を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合における委託料の支払時期については、別途協議の上決定するものとする。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、本市及び受託者の協議により定めるものとする。